

帰宅困難者対策の基本的考え方(概要)

1. 帰宅困難者対策の背景

<被害想定>

・平成18年5月に都が作成した「首都直下地震による東京の被害想定報告書」によれば、東京湾北部地震(M7.3の規模)が起きた場合、都内には約448万人の帰宅困難者が発生するとされている。

<東日本大震災時の帰宅困難者対策の実態調査> (協議会実施)

- ・都内では約352万人の帰宅困難者が発生したと推計
- ・当日、16-17時台に会社、学校を離れた理由として最も多かったのは、「会社(学校)の管理者から帰宅するよう指示があったため」(約35%)
- ・首都直下地震発生時の帰宅行動についての質問では、約50%がすぐに徒歩で帰宅すると回答

⇒ 都民や事業者に「むやみに移動を開始しない」ことを周知し、一斉に帰宅することを抑制することが必要

- ・3日間以上の備蓄を行っている企業は、飲料水で約42%、食料品で約38%

⇒ 企業における帰宅困難者対策の一層の充実が必要

2. 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

・膨大な数の帰宅困難者等への対応は、行政による「公助」だけでは自ずと限界があり、自助や共助も含めた総合的な対応が不可欠。

・平成23年9月、東京都及び内閣府(防災担当)は、帰宅困難者対策について、国の関係省庁、首都圏の地方公共団体、関係民間企業、団体等を構成機関とする協議会を設置し、それぞれの取組に係る情報を共有するとともに、横断的な課題について検討することとした。

3. 帰宅困難者対策の基本的考え方

(1) 一斉帰宅の抑制について

協議会では、災害時の一斉帰宅抑制について、都民や事業者、行政が取組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を策定。

(主な内容)

- ・企業等従業員の施設内待機
- ・施設内待機に必要な3日分の備蓄
- ・大規模な集客施設や駅等における利用者保護
- ・学校等における児童、生徒等の安全確保
- ・安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みを官民一体となって整備

(2) 一時滞在施設の確保

都は、都庁舎をはじめとした都立施設や都関連施設を一時滞在施設として指定するとともに、国、区市町村、民間事業者に対しても施設の確保について協力要請し、施設の量的拡大を図る。

(3) 迅速な安否確認と正確な情報提供体制

鉄道の運行状況や安否に関する情報提供体制を充実するとともに、家族等との安否確認手段の周知、利用啓発を進めていくために、官民一体となって情報通信基盤の整備や情報提供のために必要な体制を確保していく。

(4) 帰宅支援

都は、事業者や関係機関等と連携協力して、代替輸送を円滑に行うための体制整備等を行うとともに、徒歩帰宅者が帰宅する際に、水、トイレ、情報の提供を受ける災害時帰宅支援ステーションの拡充等を行う。

4. 都の帰宅困難者対策にかかる条例の制定

都は、首都直下地震の切迫性に加え、帰宅困難者対策に対する都民の関心が高いこの機を捉え、行政、事業者、都民等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した条例を制定する。

<条例化を想定する主な項目>

- ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・企業等従業員の3日分の備蓄(飲料水、食料等)の努力義務化
- ・大規模な集客施設、駅等の利用者保護の努力義務化
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・一時滞在施設の確保にむけた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・帰宅支援(災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等)

条例で規定した内容を実施するための具体的運用方法等については、今後の協議会等での検討をふまえて行政の支援策とともに実施計画として取りまとめ、都民や事業者に周知していく。